

放送用周波数の活用方策等に関する基本方針(案)に対する 意見及び検討分科会の考え方(概要)

令和2年1月29日

事務局

1. 意見募集実施期間

令和元年12月18日(水)～令和2年1月17日(金)

2. 提出意見

25件

【放送事業者・放送関連団体等からの意見 :13件】(順不同)

一般社団法人日本民間放送連盟、日本テレビ放送網株式会社、株式会社東京放送ホールディングス、株式会社フジテレビジョン、株式会社テレビ朝日ホールディングス、株式会社テレビ東京、中京テレビ放送株式会社、北海道文化放送株式会社、株式会社テレビ北海道、南海放送株式会社、株式会社エフエム東京、デジタルコミュニティ放送協議会、IPDCフォーラム

【その他の法人・団体からの意見:1件】

株式会社日立国際電気

【個人からの意見 :11件】

① 放送大学の地上放送跡地の活用方策に関する基本方針 (放送技術の高度化の実験・実証/技術以外の実験・実証)

No	<p>提出された主な意見</p> <p>〔3. 放送大学の地上放送跡地の活用方策に関する基本方針 (2)①ア「放送技術の高度化の実験・実証」について〕</p>	検討分科会の考え方	修正の有無
1	<p>○ 「次世代の地デジの放送規格の早期策定に向けて、当面の間、引き続き、<u>放送大学の地デジ跡地を技術的な実験・実証フィールドとして活用することを優先することが適当である</u>」との方向性は妥当であると評価する。</p> <p>○ <u>ただし、地上テレビ放送の高度化は放送技術の観点だけでなく、国民・視聴者のニーズや事業性の有無、費用負担のあり方など多角的な検討を要する重要な課題</u>である。このため既存の地上テレビ放送の高度化には、<u>国民・視聴者、行政、放送事業者をはじめとするさまざまなステークホルダーの合意が不可欠</u>である。特に民放事業者にとっては高度な経営判断が求められる課題であることに留意することを要望する。</p> <p style="text-align: right;">【(一社)日本民間放送連盟】 ※ 類似の要望・意見・・・放送事業者等8者</p>	<p>本基本方針(案)への賛成のご意見として承ります。</p> <p>地上テレビ放送の高度化に関するご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>	無

① 放送大学の地上放送跡地の活用方策に関する基本方針 (放送技術の高度化の実験・実証/技術以外の実験・実証)

No	<p>提出された主な意見</p> <p>〔 3. 放送大学の地上放送跡地の活用方策に関する基本方針 (2)① イ「技術以外の実験・実証」について 〕</p>	検討分科会の考え方	修正の有無
2	<p>○ 引き続き営利を主たる目的とせず、日本社会が直面する課題解決に資する方策を検討することが適切である。<u>地方のコンテンツや海外向けに制作されたコンテンツの活用可能性を検討することは有意義であると評価する。</u></p> <p>○ 「<u>他の地上放送に影響を及ぼさないよう、実施エリアや技術的要件等についても事前に十分な整理や関係者との調整を行う必要があることに留意しつつ、今後、検討を行うことが必要である</u>」との指摘は重要である。</p> <p>地上基幹放送は、非常災害時に国民の安心安全や生命財産を守るという極めて重要な公共的役割を担っており、地上基幹放送が担う公共的な役割が毀損されることのないよう、関係者を交えた十分な検討と万全の対策が求められる。</p> <p style="text-align: right;">【(一社)日本民間放送連盟】 ※ 類似の要望・意見・・・放送事業者等7者</p>	<p>本基本方針(案)への賛成のご意見として承ります。</p>	<p>無</p>

No	<p style="text-align: center;">提出された主な意見</p> <p style="text-align: center;">〔 3. 放送大学の地上放送跡地の活用方策に関する基本方針 (2)②「放送大学のFM跡地の活用方策の方向性」について 〕</p>	<p style="text-align: center;">検討分科会の考え方</p>	<p style="text-align: center;">修正の有無</p>
3	<p>○ 放送大学のFM跡地の利用について、引き続きアナログ方式のFM放送で活用することは、近傍周波数の状況や当該跡地の帯域幅を鑑みると、合理的であり妥当な措置と考える。</p> <p>○ 今後のAM放送事業者のFM転換に伴い、既存FM局においては今後の放送対象エリアの変更が必要となる可能性がある。このため、既存FM放送局においては、FM放送用周波数のさらなるひっ迫の発生が予想される。当該周波数は元来、<u>県域放送および広域放送で使用されていた周波数であり、上記のひっ迫を解消することに利用されることが妥当である。</u></p> <p style="text-align: right;">【株式会社エフエム東京】</p>	<p>本基本方針(案)への賛成のご意見として承ります。</p> <p>放送大学のFM跡地の利用に関するご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

② V-High帯域の活用方策を踏まえた基本方針 (V-High帯域の活用の基本的方向性/関連制度の整備の基本的方向性)

No	提出された主な意見 〔 4. V-High帯域の活用方策を踏まえた基本方針 (2)①「V-High帯域の活用の基本的方向性」について 〕	検討分科会の考え方	修正の有無
4	<p>○ <u>本帯域の有効活用方策に係る基本方針、ならびに周波数の割当方針の基本的方向性の提言は非常に有効である。このような観点から、「放送用周波数の活用方策等に関する基本方針(案)」に賛同する。</u></p> <p style="text-align: right;">【株式会社日立国際電気】</p>	<p>本基本方針(案)への賛成のご意見として承ります。</p>	<p>無</p>
5	<p>○ <u>特定実験試験局を活用した各種実験に着手したところである。令和3年4月以降も、この方向性が維持され、継続した取り組みが行えるような制度整備を期待している。</u></p> <p>○ <u>インフラを(自治体等も含めた)複数事業者が共同利用するようなスキームも視野に入れることが必須である。IoT分野での柔軟な放送的な利用を進めるための新たな仕組みなどについても、あわせて検討が必要である。</u></p> <p style="text-align: right;">【IPDCフォーラム】</p>	<p>V-High帯域は、全国での使用が可能な有限希少な帯域であることを踏まえると、高度情報通信ネットワークの全国的な整備など、広範囲に電波を使用するシステムの構築を促進し、Society5.0の実現やSDGsの達成に寄与するよう使用することが望ましいと考えます。</p> <p>最終的な周波数の割当方針や関連制度の整備は、令和3年3月末までの特定実験試験局の実験結果を踏まえて行うことが適当であると考えます。</p>	<p>無</p>

② V-High帯域の活用方策を踏まえた基本方針 (V-High帯域の活用の基本的方向性/関連制度の整備の基本的方向性)

No	提出された主な意見	検討分科会の考え方	修正の有無
6	<p style="text-align: center;">〔 4. V-High帯域の活用方策を踏まえた基本方針 (2)②「関連制度の整備の基本的方向性」について 〕</p> <p>○ <u>経済的価値を踏まえた割当制度をむやみに拡大することは、結果的に新規周波数の割り当てが高い収益をあげうる無線局に偏ってしまい、国民が必要とする多様な無線サービスの存続に支障をきたしかねないと危惧しているところ。</u></p> <p>○ <u>一の事業者が広範囲に電波を使用するシステムとは異なり、地上基幹放送(AM放送、短波放送、FM放送、テレビジョン放送)は、基幹放送普及計画および基幹放送用周波数使用計画で割り当てべき放送系の数の目標と周波数を定めており、制度的に一線を画するものである。</u></p> <p>○ <u>地上基幹放送は極めて重要な公共的役割を担っており、基幹放送局およびこれと一体として運用する放送事業用無線局については、新規の周波数割り当てで競争的な申請が見込まれる場合であっても、経済的価値を踏まえた割当制度の対象とすべきではない。</u></p> <p style="text-align: right;">【(一社)日本民間放送連盟】 ※ 類似の要望・意見・・・放送事業者等7者</p>	<p style="text-align: center;">検討分科会の考え方</p> <p>経済的価値を踏まえた割当制度は、一の事業者が、その知見やノウハウを活用して広範囲に電波を使用するシステムを導入する場合に適用することを可能とすることが適当であると考えます。</p> <p>なお、地上基幹放送は、国が放送局の設置場所等を定め、放送事業者はそれに従い放送ネットワークを構築するものであり、そのようなシステムとは異なるものです。</p>	無
7	<p>○ <u>電波法改正後、携帯電話については新しい手法に基づいた割当が実施されることとなりますが、検証・評価を丁寧実施した上で、その結果がV-High帯域への導入に際して適切に反映されることを要望する。</u></p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網株式会社】</p>	<p>経済的価値を踏まえた割当制度の具体的運用に関するご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>	無
8	<p>○ <u>V-High帯域が全国で利用可能な有限希少な帯域であることを踏まえ、有効利用をこれまで以上に促進するという方向性については、妥当であると考えます。</u></p> <p style="text-align: right;">【中京テレビ放送株式会社】</p>	<p>本基本方針(案)への賛成のご意見として承ります。</p>	無

② V-High帯域の活用方策を踏まえた基本方針 (V-High帯域の活用の基本的方向性/関連制度の整備の基本的方向性)

No	<p style="text-align: center;">提出された主な意見</p> <p style="text-align: center;">〔 4. V-High帯域の活用方策を踏まえた基本方針 (2)②「関連制度の整備の基本的方向性」について 〕</p>	<p style="text-align: center;">検討分科会の考え方</p>	<p style="text-align: center;">修正の有無</p>
9	<p>○ 周波数の割当に際し、<u>電波利用料の料額算定と新たな周波数割当手法の両方において経済的価値を反映させることは経済的価値の“二重取り”である。やみくもに経済的価値を拡大することはバランスを欠くものであることに留意し、今後の制度設計を行うよう要望する。</u></p> <p style="text-align: right;">【株式会社フジテレビジョン】</p>	<p>電波利用料は、電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用の財源に充てるために徴収するものです。一方、経済的価値に係る評価額は、電波の有効利用を促進する観点から、無線局の免許を一定期間排他的に申請することができる対価として徴収するものです。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>
10	<p>○ <u>広範囲に電波が使用できるということは、周波数を細かくすれば、全国に割当てが可能である。昨今自然災害が頻発しており、今後ますます激化していくと言われている中、自治体固有の状況に合わせたきめ細やかな情報提供をするシステムの構築は急務である。自治体ごとの情報が提供できる公共インフラとして活用に検討。</u></p> <p style="text-align: right;">【デジタルコミュニティ放送協議会】</p>	<p>V-High帯域は、全国での使用が可能な有限希少な帯域であることを踏まえると、Society5.0の実現やSDGsの達成に寄与するよう使用することが望ましく、そのためには、割当てを受けた者が地方を含め広範囲に電波を使用するシステムの構築を行うことを確保していくことが重要であると考えます。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>
11	<p>○ <u>経済的価値による判断は歓迎するものの、今回、我々が重点を置いている防災減災的な側面での利用については、かならずしも経済的な価値だけでは評価し得ない分野である。全国で使用可能な有限希少な帯域であることも考慮すると、防災減災時に、臨時災害放送局のような趣旨で臨機応変に活用できるような使い方も視野にいれるべき。この場合、経済的な価値だけで、特定の事業者にその利用の特権を与えることそのものが適切なのか、という意見もある。経済的価値に加えて、さらには、国土強靱化などの視点での評価等も合わせて検討するようなスキームが望ましい。</u></p> <p style="text-align: right;">【IPDCフォーラム】</p>	<p>V-High帯域は、全国で利用可能な有限希少な帯域であることを踏まえると、電波の有効利用をこれまで以上に促進する必要があるため、経済的価値を踏まえた割当制度を適用することを可能とするよう、関連制度の整備を進めておくことが適当であると考えます。</p> <p>経済的価値を踏まえた割当制度は、従来の比較審査方式の枠組みの中で、経済的価値に係る評価額を審査項目の一つとして加えるものです。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

③ その他

No	提出された主な意見	検討分科会の考え方	修正の有無
12	<p>○放送大学の地デジ跡地の活用方策の方向性は即時却下レベルの間違いであり放送用周波数の活用方策等に関する基本方針から削除すべき。</p> <p>反対理由 高い利益率を見込める北米EU市場で日本規格が支持されなかった理由を根本から理解しない限り今回も失策に終わり、国民に多額の税負担を強いる結果になる。 4K以上の解像度はスポーツ中継と映画等の高画質を必要又は撮影に高画質機器を前提とする番組のみ必要であり総合編成でなおかつ7割の番組が2K以下で十分な地上波基幹放送には不要である。</p> <p>【個人③】</p>	<p>放送大学の地デジ跡地の活用方策については、今後、次世代の地デジの放送規格導入の需要が顕在化した際に、速やかに対応することができるよう準備を進めておく必要があるため、次世代の地デジの放送規格の早期策定に向けて、当面の間、引き続き、技術的な実験・実証フィールドとして活用することを優先することが適当であると考えています。</p>	無
13	<p>○170～222MHzまでを一つの周波数帯と考えると、5Gの技術も入れてPS-LTEとして使うべきではないか。</p> <p>【個人⑤】</p> <p>○”デジタルコミュニティ放送”のようなプラットフォームを作ることにより個人が利用できる新たな放送プラットフォームが生まれる可能性がある。何かうまくいくのを待つだけでなく、国としてこのようなイノベーションに対する戦略も検討すべき。</p> <p>【個人⑥】</p>	<p>V-High帯域については、現在、特定実験試験局用周波数として位置付け、放送サービスの高度化、IoT、通信サービスの高度化のうちいずれかもしくは複数のシステムに割り当て、通信・放送融合型システムにも対応できるように制度整備がされており、様々な実証実験の実施が可能となっています。</p>	無
14	<p>○V-High 帯域については、国民の財産である電波の有効利用のためにもオークションでの事業者の確定をしていただきたい。</p> <p>【個人⑧】</p>	<p>V-High帯域は、全国での使用が可能な有限希少な帯域であることを踏まえると、高度情報通信ネットワークの全国的な整備など、広範囲に電波を使用するシステムの構築を促進することが望ましく、経済的価値に係る評価額だけでなく、カバー率や導入する技術等もあわせて総合的に評価することが重要であると考えます。</p>	無